

第1 平成16年度の高齢社会対策

1 高齢社会対策関係予算

高齢社会対策を、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境、調査研究等の推進の各分野にわたり着実に実施する。

一般会計予算における平成16年度の高齢社会対策の関係予算は、12兆3,910億円であり、各分野別では、就業・所得5兆7,705億円、健康・福祉6兆3,100億円、学習・社会参加276億円、生活環境138億円、調査研究等の推進453億円となっている（巻末の「高齢社会対策関係予算分野別総括表」参照）。

2 高齢社会対策の推進

平成16年度の主な新規施策を各分野別に挙げれば、次のとおりである。

(1) 就業・所得

定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を行った事業主に対しては、継続雇用定着促進助成金の支給を行うとともに、平成16年度から高齢短時間正社員制度を導入・適用した事業主に対して加算措置を講ずる。

平成16年度から、年齢にかかわりなく働く社会の実現に向け、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構において、中高年齢者の募集・採用から職場定着するための体制づくりに係る好事例の収集・分析等を行い、また、これらを活用した個別企業に対する相談・援助等の支援や幅広い普及啓発を行う。

平成15年10月から「仕事と生活の調和に関する検討会議」を開催し、雇用管理の在り方全般について幅広い検討を行っており、報告書の取りまとめを行った後、その内容を踏まえて、所要の措置を講じていくこととしている。

(2) 健康・福祉

- 利用者のサービス選択に資する情報開示を進め、適切な選択を通じて介護サービスの質の向上を図るため、平成15年度に行った「介護保険サービスの質の評価に関する調査研究」（（社）シルバーサービス振興会で実施）の検討結果を踏まえ、訪問介護、介護老人福祉施設等7サービスを対象とする情報開示の標準化（第三者評価）モデル事業を実施する。
- 痴呆性高齢者グループホームの外部の第三者によるサービス評価については、平成17年度以降のすべての自治体での実施に向けてグループホーム外部評価機関立ち上げ支援事業のほか、グループホーム開設予定者等の研修事業を実施する。
- 平成14年度に策定した「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針（医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針）」（15年3月28日閣議決定）に基づき、具体的な改革の内容について引き続き検討を進める。
- 平成16年度においては、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、地方公共団体及び企業において具体的な取組方策を掲げた行動計画を当該年度中に策定することとされている。

さらに、現行の新エンゼルプラン及び待機児童ゼロ作戦が平成16年度末に終了することを受け、市町村及び都道府県行動計画等を踏まえ、17年度以降の必要な支援を検討することとしている。

(3) 学習・社会参加

- 社会教育施設が地域の拠点となって他機関

等と連携により様々な支援機能を持つ課題解決型機関としての新たなサービスを構築し社会教育の活性化を図る。

- ・ 国民生活審議会総合企画部会において「コミュニティの再興と暮らしの構造改革」をテーマに、NPOの先進的取組等を手掛かりに、コミュニティ再興を実現する方策等について調査審議を行う。また、認定NPO法人制度の一層の定着のために普及啓発を進めるとともに、現行制度の実態についての調査を実施する。

(4) 生活環境

- ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく高齢者向け優良賃貸住宅制度により、民間の土地所有者等が供給する、高齢者の身体機能の低下に配慮した設備・仕様を備えた賃貸住宅に対して整備費補助、家賃減額費補助等を行い、平成16年度には2万3,000戸を供給する。
- ・ 通過交通の排除を徹底して、車よりも歩行者等の安全・快適な利用を優先し、沿道と協働した道路緑化、無電柱化等による質の高い生活環境を創出する「くらしのみちゾーン」を形成する。このため、平成15年6月に登録した42地区に加え、商店街にも対象を拡大して意欲の高い地区を募集し、合意形成支援等ソフト面を含めた支援を実施する。
- ・ 平成15年の消防審議会の答申等を踏まえ、住宅用火災警報器等の設置義務化の推進など住宅防火対策の充実を図るとともに、「住宅防火基本方針」（13年4月消防庁策定）に基づき、訪問防火指導など高齢者等を中心とした住宅火災による死者の低減を図る。
- ・ 平成14年度までに行った、老人福祉法（昭和38年法律第133号）で定める老人福祉施設等以外の新たな高齢者居住施設（グルー

プハウス、シルバーハウ징等）に対する防火安全対策の在り方について、検討結果を踏まえ、技術基準の整理等を行い必要な措置を講ずる。

(5) 調査研究等の推進

平成15年4月に、ヒトの遺伝情報であるヒトゲノムの精密解読が完了したことを踏まえ、我が国の強みをいかして、複雑な生命機能の解明や、画期的な創薬の実現につながる成果等が期待されるゲノムネットワーク研究や「第3次対がん10か年総合戦略」に基づき、がんに係る基礎研究の成果を着実に新たな治療法につなげる橋渡し研究（トランスレーショナルリサーチ）を推進するとともに個人個人にあった予防・治療を可能とする医療（テーラーメイド医療）や幹細胞を用いた再生医療の実現に向けた研究開発やタンパク質の構造・機能の解析等を推進する。

第2 分野別の高齢社会対策

1 就業・所得

(1) 高齢者の雇用・就業の機会の確保

ア 知識、経験を活用した65歳までの雇用の確保

少子高齢化の急速な進展等を踏まえ、少なくとも65歳までは働き続けることができるようするため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用の確保、中高年齢者の再就職の促進等を内容とする高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（平成16年2月、第159回国会に提出）の早期成立に努める。

また、地域の経済団体との連携の下、選定された事業主団体において策定された65歳継続雇用達成方針に基づき、そのすべての傘下企業を対象として集団的に指導、助言を行い、65歳までの継続雇用制度の導入比率の上昇を図るなど、65歳継続雇用達成事業を着実に推進する。

さらに、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を行った事業主に対しては、継続雇用定着促進助成金の支給を行うとともに、高齢短時間正社員制度を導入・適用した事業主に対して加算措置を講ずる。

公共職業安定所等による事業主指導に対するきめ細やかな指導・援助等を引き続き行うとともに、都道府県高齢者雇用開発協会との連携を強化し、効果的な相談・助言を行う。

公務部門における高齢者雇用については、再任用制度の活用を基本とし、平成16年度から再任用の上限年齢が62歳に引き上げられることを踏まえ、その推進を図る。

イ 中高年齢者の再就職の援助・促進

事業主に対し、定年、解雇等により離職する

高齢離職予定者に係る再就職援助計画の作成を要請し、再就職援助措置の実施の促進を図る。

さらに、都道府県高齢者雇用開発協会に設置されている再就職支援コンサルタントと連携を図り、再就職援助計画等の作成方法や離職予定者の再就職援助に向けた援助措置の内容等について相談・援助を実施する。

世帯主など特に再就職の緊急性が高い中高年齢求職者について、試行雇用を通じて常用雇用への移行を図ることを目的とした中高年齢者試行雇用事業を積極的に推進し、中高年齢者の再就職を促進する。

このほか、地方公共団体と協同して、高齢者職業相談室を地方公共団体の庁舎施設内等に設置・運営し、地方公共団体が行う生活相談との密接な連携を図りつつ、高齢者を対象とした職業相談、職業紹介や求人者に対する雇用相談等を行う。

ウ 多様な形態による雇用・就業機会の確保

高齢者の多様な就業ニーズに対応し、高齢者が生きがいを持って地域社会で生活するため、定年退職後等において、臨時的・短期的又は軽易な就業を希望する者に対し、意欲や能力に応じた就業機会、社会参加の場を総合的に提供するシルバー人材センター事業を拡充する。

特に、乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う子育て支援事業について、シルバー人材センターの実施活動拠点を拡充する。

また、今後の少子高齢化の進展に備える観点から、女性や高齢者の雇用及び多様な産業の創出を図るために、女性や高齢者が中心となった

市民活動等のビジネス化を後押しするためのモデル事業を引き続き実施し、その普及に努める。

工 起業の支援

中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫を通じた高齢者起業家（55歳以上の者）に対する低利融資制度において、新たに「経営責任者の個人保証」を免除する特例を創設し、高齢者起業家の創出を一層促進する。

また、45歳以上の中高年齢者が共同で事業を開始し中高年労働者を雇い入れ、継続的な雇用・就業の場を創設・運営する場合に、当該事業の開始に係る経費の一部を助成することにより、それまでの就業による職業経験をいかして起業しようとする中高年齢者を支援する。

オ 年齢にかかわりなく働ける社会の実現に向けた取組

年齢にかかわりなく働ける社会の実現に向け、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構において、中高年齢者の募集・採用から職場定着するための体制づくりに係る好事例の収集・分析等を行い、また、これらを活用した個別企業に対する相談・援助等の支援や幅広い普及啓発を行う。

募集・採用時の年齢制限の緩和については、公共職業安定所で受理した求人のうち年齢不問求人の割合を平成17年度に30%とする目標の達成に向けて、事業主に対する啓発指導に取り組む。

なお、第159回国会に提出した高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案においては、労働者の募集・採用に当たって、事業主が上限年齢を設定する場合に、その理由の明示を求めてこととしている。

（2）勤労者の生涯を通じた能力の発揮

ア 勤労者の職業生活の全期間を通じた能力の開発

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）及び「第7次職業能力開発基本計画」（計画期間：平成13～17年度）に基づき、労働市場が的確に機能するインフラストラクチャーとして、労働者のキャリア形成支援システム、職業情報等の労働市場に関する情報提供システム、職業能力を適正に評価するシステム、労働者が多様な訓練を受けることができるシステムの整備等を推進する。

また、引き続き公共職業訓練において、中高齢者向けの訓練を実施していく。

イ ゆとりある職業生活の実現等

政府目標である「年間総実労働時間1,800時間の達成・定着」に向け、年次有給休暇の取得促進と所定外労働の削減に重点を置き、労働時間の短縮に引き続き取り組む。

また、勤労者がボランティア活動に参加しやすくなるような環境整備を図るため、ボランティア活動参加のきっかけづくり等を支援する勤労者マルチライフ支援事業を実施する。

ウ 雇用・就業における女性の能力発揮

雇用の分野については、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）及び「男女雇用機会均等対策基本方針」（運営期間：平成12～16年度）等に基づき、男女雇用機会均等確保対策を推進する。

また、「農山漁村男女共同参画推進指針」（平成11年11月農林水産省）を踏まえ、女性が対等なパートナーとして、生涯を通じて、男性と共に農業経営及びそれに関連する活動に参画していくことのできる社会の実現に向けた施策を

推進する。

工 職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進

(ア) 職業生活と家庭生活との両立のための制度の一層の定着促進

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に基づき、引き続き労働者の仕事と育児・介護との両立を支援する施策を推進する。

(イ) 職業生活と家庭生活との両立支援事業

職業生活と家庭生活との両立支援事業として、育児休業・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備、育児、介護等のために退職した者等に対する再就職支援を行う。

オ 多様な勤務形態の環境整備

(ア) 多様な働き方を選択できる環境の整備

パートタイム労働対策については、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）及び平成15年度に改正した「事業主が講すべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」（平成5年労働省告示第118号）の周知・徹底を図る。

(イ) 情報通信を活用した遠隔型勤務形態の開発・普及

情報通信技術の高度化に伴い、テレワーク（情報通信を活用して行う場所と時間を自由に使った柔軟な勤務形態：在宅勤務、サテライトオフィス勤務等）・S O H O（スマートオフィス、ホームオフィス：独立自営型の在

宅就業等）が実現すれば、育児、介護を行う労働者や高齢者にとって、柔軟な働き方が可能となる。

テレワークに関しては、労働基準関係法令における適用関係等を明確にした在宅勤務に係るガイドラインにより、在宅勤務の適切な導入及び実施が図られるための環境整備を行うとともに、シンポジウムの開催、テレワーク相談センターでの相談活動等のテレワークの適正な就業環境の下での普及を図っている。また、地方公共団体等と連携して、具体的な地域におけるケーススタディ等を通じ、テレワークを推進するまでの課題把握、必要な支援方策の検討、推進方策の取りまとめ等を行う。

また、S O H Oの普及促進を図るため、S O H Oと発注者を結ぶ仲介機関（在宅就業者に対し、在宅就業に関する情報提供等を行う民間機関）に関する情報を提供するシステム等の総合的な施策を実施する。

(ウ) 仕事と生活の調和に関する環境整備

少子高齢化の進行や経済構造の変化に対応し、中長期的な視点から持続的成長が可能な経済社会を構築するため、年齢や性別にかかわりなく、すべての働く者が、職業人生における各局面において、仕事と生活を調和させつつ、多様な働き方の選択肢の中から、自律的な選択により、安心・納得できる働き方をできるようにすることが重要となっている。

このため、平成15年10月から「仕事と生活の調和に関する検討会議」を開催し、雇用管理の在り方全般について幅広い検討を行っており、16年6月中を目途に報告書の取りまとめを行った後、その内容を踏まえて、所要の措置を講じていくこととしている。

(3) 公的年金制度の安定的運営

ア 持続可能で安定的な公的年金制度の確立

持続可能で安心できる年金制度とするための給付と負担の見直しを内容とする国民年金法等の一部を改正する法律案（平成16年2月、第159回国会提出）の早期成立に努める。

公的年金制度の基本的な考え方や重要性について国民、特に若い世代の理解と合意を得るために、年金週間（11月6～12日）等において、その広報、普及を図るとともに、引き続き徹底した国民年金保険料収納対策を講じる。

イ 個人の多様な生き方、働き方に対応した公的年金制度の構築

多様な生き方、働き方に対応した制度とすることを改革の基本的な視点の一つとし、在職老齢年金制度の改善、次世代育成支援の拡充、離婚時の厚生年金の分割、第3号被保険者期間の厚生年金の分割、遺族年金の見直し等を内容とする国民年金法等の一部を改正する法律案の早期成立に努め、改正内容を順次実行に移していくべく準備を進める。

ウ 公的年金制度の一元化の推進

「公的年金制度の一元化の推進について」（平成13年3月16日閣議決定）に沿って、第159回国会に提出した国家公務員共済と地方公務員共済の財政単位を一元化することを内容とする国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の早期成立に努める。成立後においては、私立学校教職員共済においても、保険料率の引上げの前倒しなどに取り組む。

(4) 自助努力による高齢期の所得確保への支援

ア 企業年金制度等の整備

企業年金制度の安定化と充実のための見直し

を内容とする国民年金法等の一部を改正する法律案の早期成立に努めるとともに、国民の老後の所得確保の一層の安定と充実が図られるよう、厚生年金基金、確定給付企業年金や確定拠出年金等の普及を図る。

イ 退職金制度の改善

企業における退職金制度について、高齢化の進展に伴う退職者の増加、産業構造の変化等による労働移動の増加等に対応した制度の在り方について検討する。

また、社外積立型の制度の導入をする等の改善を促進するとともに、中小企業が退職金制度を導入するのを支援するため、中小企業退職金共済制度の普及促進等の政策を推進する。

ウ 高齢期に備える資産形成等の促進

自助努力による高齢期に備える資産形成を促進するため、勤労者財産形成貯蓄制度の活用により勤労者の計画的な財産形成を促進する。

金融商品の開発及び各種金融サービスの充実に関しては、寝たきりの高齢者等要介護者を抱えた家庭の経済的負担を軽減するため、要介護者が預入する定期郵便貯金の金利の優遇等を行う。

勤労者財産形成貯蓄制度に関しては、財形貯蓄活用給付金・助成金制度により、勤労者の自助努力の支援を行うとともに、制度の普及促進を図る。

また、高齢者の財産管理の支援等に資する痴呆性高齢者等の保護のための成年後見制度について周知する。

2

健康・福祉

(1) 健康づくりの総合的推進

ア 生涯にわたる健康づくりの推進

生涯にわたる健康づくりについては、健康増

進法（平成14年法律第103号）が施行されたところであり、この法律を基盤に国民の健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目指す「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を中心とした国民の健康づくり・疾病予防を更に推進する。また、「食育」推進の一環として健康づくりに資する食生活の実現を図るため、「食生活指針の推進について」（12年3月閣議決定）等に基づき、その指針の普及・定着に向けた取組を推進する。

イ 健康づくり施設の整備等

老人保健や母子保健など住民に身近で利用頻度の高いサービスは市町村保健センター等を拠点として市町村が一元的に提供し、専門的・技術的サービスは保健所で提供する。

また、健康を増進するための民間サービスの振興については、引き続き一定の要件を満たした運動施設及び温泉施設を「運動型健康増進施設」、「温泉利用型健康増進施設」及び「温泉利用プログラム型健康増進施設」として認定する。

さらに、健康づくりを総合的に推進するため、海岸浴のための施設や健康増進施設等と連携した利用しやすい海岸づくりを行うほか、散歩や散策によって健康づくりができるよう歩行者専用道等の整備を図る。

また、自然との触れ合いの中で健康づくりができるよう、そのための機能を備えた水辺空間の整備など、必要な施設等の整備等を推進する。

そのほか、高齢者の健康づくりの場としての森林の利用を推進するため、森林と人との共生林を中心に、健康づくりに資する森林の整備を推進するとともに、里山林等を活用した健康づくりを行う「健康と癒しの森」推進モデル事業を実施する。

ウ 介護予防の推進

介護保険制度は、在宅サービスを中心に利用者が大きく伸びており、国民生活に深く定着してきた。その中でも、要支援や要介護1といった要介護度の軽い者の伸びが著しい状態にあるが、これらの者へのサービスが要介護状態の改善につながっていないのではないかという指摘があり、要介護状態を改善するための介護予防やリハビリテーションが非常に重要である。このため、各市町村等が地域の実情に応じて行う介護予防サービスや生活支援サービスについて、介護予防・地域支え合い事業として国庫補助を引き続き推進していく。

（2）介護保険制度の着実な実施

介護を国民皆で支え合うことにより要介護高齢者等の自立を支援する制度として創設された介護保険制度について、引き続き着実な実施を図る。

介護保険制度は、介護保険法（平成9年法律第123号）の附則で法施行後5年を目途として制度全般に関して検討が加えられ必要な見直しを行うこととされている。制度の見直しについては、現在、社会保障審議会において議論を行っているところであり、将来にわたって質の高いサービスが提供される制度となるよう、制度の見直しについて検討を進めている。

（3）介護サービスの充実

ア 必要な介護サービスの確保

特別養護老人ホーム等の整備を計画的に行うとともに、サテライト方式によるデイサービスの推進を図るため、民家の改修経費について支援を行う。

イ 介護サービスの質の向上

介護保険制度の運営の要である介護支援専門

員(ケアマネジャー)の資質の向上を図るため、平成15年度に引き続き、実務研修及び現任研修を着実に実施するとともに、地域のケアマネジメント機能の向上を図るため、介護支援専門員に対する指導助言や関係機関との連絡調整等を行うケアマネジメントリーダーの養成及び相談窓口体制の整備などを進め、介護支援専門員の支援体制の強化を図る。

ユニットケアを行う小規模生活単位型特別養護老人ホームの特徴をいかした適切なサービスの提供を確保するため、施設管理者及びユニットリーダーを対象とした研修を引き続き実施する。

また、特別養護老人ホーム等において身体拘束の廃止が実現されるよう、現場の意識改革や、ケアの質の向上などを目指した「身体拘束ゼロ作戦」を引き続き推進していく。

また、利用者のサービス選択に資する情報開示を進め、適切な選択を通じて介護サービスの質の向上を図るため、平成15年度に行なった「介護保険サービスの質の評価に関する調査研究」((社)シルバーサービス振興会で実施)の検討結果を踏まえ、訪問介護、介護老人福祉施設等7サービスを対象とする情報開示の標準化(第三者評価)モデル事業を実施する。

ウ 痴呆性高齢者支援対策の推進

今後急増が見込まれる痴呆性高齢者に対する支援を図るため、痴呆性高齢者グループホームの整備を引き続き推進する。

また、痴呆介護の質の向上を目指し、全国3か所の「高齢者痴呆介護研究・研修センター」において、質の高い介護技術の理論化に向けた学際的な共同研究、都道府県等で痴呆介護に關し指導的な立場にある者等に対する研修を実施し、痴呆介護の専門職員等の育成、資質の向上に努めていく。さらに、痴呆性高齢者グループ

ホームの外部の第三者によるサービス評価については、平成17年度以降のすべての自治体での実施に向けてグループホーム外部評価機関立ち上げ支援事業のほか、グループホーム開設予定者等の研修事業を実施する。

(4) 高齢者医療制度の改革

平成14年度に策定した「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針(医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針)」(15年3月28日閣議決定)に基づき、具体的な改革の内容について引き続き検討を進める。

(5) 子育て支援施策の総合的推進

子どもを持つこと、育てることそのものに喜びや大きな価値を感じることのできる社会を目指し、すべての子育て家庭を社会全体で支援するため、次世代育成支援対策の更なる推進を図る。

平成16年度においては、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき、地方公共団体及び企業において具体的な取組方策を掲げた行動計画を当該年度中に策定することとされている。

また、現行の新エンゼルプラン及び待機児童ゼロ作戦が平成16年度末に終了することを受け、市町村及び都道府県行動計画等を踏まえ、17年度以降の必要な支援を検討することとしている。

3

学習・社会参加

(1) 生涯学習社会の形成

ア 生涯学習の推進体制と基盤の整備

(ア) 生涯学習の推進体制の整備

地方公共団体における生涯学習担当部局、都道府県生涯学習審議会、生涯学習推進会議

の設置を引き続き促進する。

また、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）等に基づく生涯学習振興体制の整備等に係る助言等を行う。

（イ）生涯学習の基盤の整備

地域住民が高度で体系的な学習機会を享受できるよう、市町村や地域の様々な生涯学習関連機関との連携・協力を図る都道府県の生涯学習推進センターの整備を促進する。

生涯学習情報提供事業として、生涯学習情報を全国的に提供する事業を引き続き推進するとともに、普及・啓発事業として、全国生涯学習フェスティバルを開催する。

また、都道府県及び市町村における社会教育指導体制の充実を図るため、優れた資質と専門的能力を有する社会教育指導者の養成、確保等を図る。

（ウ）学習成果の適切な評価の促進

知識や技能などの学習成果を地域社会や職場などで積極的にいかしたり、学習の励みとするための学習成果の適切な評価が求められている。

このため、民間団体が行う社会人等が習得した知識・技能の水準を審査・証明する事業のうち、教育上奨励すべきものを認定する技能審査の制度を設けている。

高等教育レベルの学習成果を適切に評価するため、大学評価・学位授与機構において、大学等で一定の学習を行った短期大学、専修学校専門課程（専門学校）卒業者等に対して学位授与等を行う。

イ 学校における多様な学習機会の確保

（ア）初等中等教育機関における多様な学習機会の確保

児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、小・中・高等学校等において、ボランティア活動など社会奉仕体験活動や、高齢者との交流活動等を含む体験活動の充実を図る。

また、新学習指導要領において、ボランティア活動や高齢者との交流を積極的に取り入れるなどの改善を図っており、その円滑な実施に努める（小・中学校は平成14年度、高等学校は15年度から実施）。

さらに、小・中・高等学校等の児童生徒が、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動を始めとする多様な体験活動に取り組むことを促進する目的で、各都道府県に「体験活動推進地域」及び「推進校」を指定し、他校のモデルとなる体験活動の展開を図る「豊かな体験活動推進事業」を引き続き実施する。

（イ）高等教育機関における社会人の学習機会の提供

生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人特別選抜の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施、長期履修学生制度の実施などを引き続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを一層促進する。

また、大学等の学術研究・教育の成果を直接社会に開放し、大学公開講座を実施するなど高度な学習機会を提供する。

放送大学においては、衛星放送を含めテレビ・ラジオの放送を利用して大学教育の機会を提供する。

(ウ) 学校機能・施設の地域への開放

学校施設整備指針に基づき、学校・家庭・地域と連携した学校施設の整備や住民の学習活動への利用にも配慮した施設整備を促すとともに、学校開放を行うための施設整備に対し補助を行う。

また、小・中学校の余裕教室について、引き続き積極的に社会教育施設やスポーツ・文化施設などへの活用を図り、地域住民の学習活動にも資するよう、地方公共団体を促す。

ウ 多様な学習機会の提供

(ア) 社会教育の振興

21世紀の大きな課題である少子高齢化、高度情報化、環境保全、地域社会における連帯感の欠如や人間関係の希薄化などの課題に対応するため、社会教育施設が中核となって、様々な機関と連携しながら地域における課題解決のための先駆的な社会教育事業の実施や評価を一体的に行い、全国的に普及することによって社会教育の全国的な活性化を図る。

さらに、女性と男性が共に自立し、多様な働き方、生き方を実現するとともに、少子高齢化や男女共同参画の問題に柔軟に対応できるよう、家庭・地域における男女の共同参画を推進するための学習機会を整備する。

(イ) 文化活動の推進

地域文化リーダーや地域の顔となる芸術文化団体の育成とシンポジウム等による発信・交流を行うほか、国民文化祭の開催等による文化活動への参加機会の提供、音楽・演劇等の舞台芸術の巡回公演や国立美術館・博物館等の所蔵作品の巡回展等による芸術鑑賞機会の充実を図るとともに、公立文化会館等に対する芸術文化情報の提供や施設職員のための研修の実施等、文化施設運営の支援などを通

じて引き続き文化活動の活性化と定着を図る。

(ウ) スポーツ活動の推進

総合型地域スポーツクラブや広域スポーツセンターの育成の支援、スポーツ施設の整備、全国スポーツ・レクリエーション祭の開催等各種生涯スポーツ事業の実施、指導者の養成確保等を通じて生涯スポーツ活動の振興を図る。

エ 勤労者の学習活動の支援

有給教育訓練休暇制度の普及促進などを図るとともに、教育訓練給付金制度の活用により、勤労者個人のキャリア形成を支援し、勤労者の能力開発の取組を引き続き支援する。

(2) 社会参加活動の促進

ア 高齢者の社会参加活動の促進

(ア) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

地域においてボランティア活動を始めとする社会参加活動を総合的に実施する老人クラブに対し引き続き助成を行う。また、高齢者の生きがいと健康づくり推進のため、市町村が行う高齢者の社会活動の啓発普及等や、都道府県・指定都市が行う高齢者自身の取組支援事業に対し補助を行うとともに、全国健康福祉祭（ねんりんピック）を平成16年10月に群馬県で開催する。

また、全国高齢者社会参加フォーラムを開催する。

そのほか、既に高齢期を迎える、又はこれから迎えようとする方々などの高齢期を送るための参考となるよう、年齢にとらわれず生き生きとした生活（エイジレス・ライフ）を実践している高齢者、地域社会とのかかわりを持ち続けながら積極的に社会参加活動を行っ

ている高齢者グループ等についての活動事例を広く紹介する。

(イ) 高齢者の海外支援活動の推進

海外技術協力の一環として、豊富な知識、経験、能力を有し、かつ途上国の発展に貢献したいというボランティア精神を有する中高年を海外に派遣するシニア海外ボランティア事業等を独立行政法人国際協力機構を通じを行う。

(ウ) 高齢者の余暇時間等の充実

高齢者が日常生活において適切に情報を得ることができるように、テレビジョン放送における字幕放送等の充実を図るため、字幕番組等の制作に対する助成を行う。

イ NPO等の活動基盤の整備

ボランティア活動の基盤の整備について、市区町村段階において行うボランティア活動入門講座の開催、情報誌の発行、登録・あっせん・相談、ボランティア活動拠点づくり支援等、都道府県・指定都市段階において行う社会人福祉活動体験事業、シニアボランティア団体の育成のための養成研修等、中央段階において行う都道府県等の担当者の研修、全国的な広報、啓発等の各段階におけるボランティアセンターの活動等を引き続き支援する。このほか、奉仕活動・体験活動の推進体制を計画的に整備充実する。

また、奉仕活動・体験活動の推進を図るため、国民の関心を引き付ける広報啓発・普及活動の全国展開や推進全国フォーラムを開催するとともに奉仕活動・体験活動に関する調査研究を実施するなど、奉仕活動・体験活動が身近なものとして、継続的に取り組まれるようにするため、活動に対する社会的気運の醸成に向けた取組を

展開する。

さらに、地域の大人の力を結集し、学校等を活用して子どもたちが放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や高齢者等の幅広い世代の地域住民との交流活動等を行えるよう子どもたちの居場所（活動拠点）を整備する。

国民生活審議会総合企画部会において「コミュニティの再興と暮らしの構造改革」をテーマに、NPOの先進的取組等を手掛かりに、コミュニティ再興を実現する方策等について調査審議を行う。また、認定NPO法人制度の一層の定着のために普及啓発を進めるとともに、現行制度の実態についての調査を実施する。さらに、NPO法人に係る情報の共有を進めるなど、引き続きNPO法人制度の健全な発展に向けた環境整備を図る。

また、平成13（2001）年のボランティア国際年の取組を発展させるために国連で採択された「ボランティア活動支援のための勧告」を踏まえ、引き続きボランティア活動の裾野拡大と資質向上のための普及啓発事業を展開する。

4 生活環境

(1) 安定したゆとりある住生活の確保

ア 良質な住宅の供給促進

(ア) 居住水準の向上

「第八期住宅建設五箇年計画」（平成13年3月閣議決定、計画期間：13～17年度）に従い、居住水準の向上を図る。

(イ) 持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄、住宅金融公庫融資及び勤労者財産形成持家融資を行うとともに、住宅ローン減税などの税制措置を講ずる。

(ウ) 良質な民間賃貸住宅の供給促進のための支援制度の活用等

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者居住法」という。）に基づく高齢者向け優良賃貸住宅制度により、民間の土地所有者等が供給する、高齢者の身体機能の低下に配慮した設備・仕様を備えた賃貸住宅に対して整備費補助、家賃減額費補助等を行ない、平成16年度には2万3,000戸を供給する。

また、高齢者等の住宅資産を賃貸住宅として活用・支援するための預かり家賃の保証制度の活用を図る。さらに、大都市地域において、高齢者等の土地資産を活用し、良質な賃貸住宅の供給を図るとともに、高齢者等の安定的収入の確保に資するため、シルバー賃貸住宅融資を行う。

(エ) 公共賃貸住宅の適切な供給

平成16年度内において、公営住宅については4万7,000戸、公団（機構）賃貸住宅については、建替事業等において7,500戸を供給する。

老朽化した公共賃貸住宅については、計画的な建て替え・改善を推進する。

(オ) 住宅市場の環境整備

「住宅市場整備行動計画（アクションプログラム）」に基づき、中古住宅市場、住宅リフォーム市場等の環境整備を図る。

イ 多様な居住形態への対応

(ア) 持家における同居等のニーズへの対応

住宅金融公庫において、高齢者同居世帯等に対する住宅建設購入資金の割増貸付けを行うとともに、住まいひろがり特別融資（親族居住型）、親子リレー返済（承継償還制度）

を実施する。

(イ) 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

高齢者居住法に基づく高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度の普及を図るとともに、登録を受けた賃貸住宅に入居する高齢者世帯に対する家賃債務保証制度及び登録を受けた賃貸住宅の共用部分のバリアフリー化に対して補助を行う制度により賃貸住宅の登録を促進する。

(ウ) 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公営住宅については、老人世帯向公営住宅の供給を行うとともに、50歳以上の者の単身入居を認める。

公団賃貸住宅においては、高齢者同居世帯等に対する入居又は住宅変更における優遇措置を行う。

ウ 自立や介護に配慮した住宅の整備

(ア) 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」（平成13年国土交通省告示第1301号）の普及など住宅のバリアフリー化施策を積極的に展開する。

また、高齢者居住法に基づき、高齢者向けのバリアフリー化された優良な賃貸住宅の供給の促進を図るとともに、持家のバリアフリー化を行う住宅改良について高齢者向け返済特例制度による住宅金融公庫融資等を実施する。

住宅金融公庫においては、高齢者に対応した構造・仕様等をあらかじめ備えた住宅に対して割増貸付けを行うとともに、バリアフリー化工事等を施した長寿社会対応住宅の建

設・購入及びバリアフリー化工事等を行う住宅改良に対して貸付条件の優遇を行う。

(イ) 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、新たに供給するすべての公営住宅、改良住宅及び公団（機構）賃貸住宅について、段差の解消等一定の高齢化に対応した仕様により建設する。

この際、公営住宅、改良住宅の整備については、中層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について補助を行う。公団（機構）賃貸住宅においても、中層住宅の供給においてはエレベーター設置を標準とする。

(ウ) 住宅と福祉の施策の連携強化

市町村の総合的な高齢者住宅施策の下、シルバーハウ징・プロジェクト事業を実施する。

また、多様化する住まいにおける高齢者の生活面・健康面での不安に対しより柔軟に対応できるよう、地域の関係者が連携しつつ、高齢者の安心を確保するために行う体制づくりに対する支援を行う。

さらに、公営住宅等においてLSA（ライフサポートアドバイザー：生活援助員）等のサービス提供の拠点となる高齢者生活相談所の整備を促進するほか、大規模な公営住宅の建て替えに際して社会福祉施設等の併設を原則化し、生活拠点の形成を図る。

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進

ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進するため、人にやさしいまちづくり事業を実施するほか、健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業を実施する。

イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備

(ア) 交通バリアフリー法

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）に基づき、地方公共団体による基本構想の作成や公共交通事業者等によるバリアフリー化の取組を促進する。

(イ) ガイドライン等の策定

利用者にとってより望ましい形で公共交通機関や歩行空間のバリアフリー化が進むよう、「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」を始めとする各種ガイドラインの普及を図る。

(ウ) 公共交通機関のバリアフリー化に対する支援

高齢者の移動の円滑化を図るため、駅・空港等の公共交通ターミナルのエレベーター・エスカレーターの設置等の高齢者の利用に配慮した施設の整備、ノンステップバス等の車両の導入などにより公共交通機関のバリアフリー化を推進する。

鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおけるエレベータ

一・エスカレーター等バリアフリー施設の整備については、補助や日本政策投資銀行等による低利融資による支援を行うとともに、鉄道駅におけるエレベーター・エスカレーターの設置について、税制上の特例措置を講じる。

また、ノンステップバス、低床型路面電車等の車両の導入に対しては、補助及び日本政策投資銀行等による融資を行うほか、ノンステップバス、リフト付バス・タクシー、スロープ付タクシー、低床型路面電車の導入について、税制上の特例措置を講じる。

(エ) 交通バリアフリーのためのソフト面の取組

国民一人一人が交通バリアフリーについての理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成し、だれもが高齢者等に対し、自然に快くサポートできるよう、高齢者等の介助体験・擬似体験等を内容とする「交通バリアフリー教室」を実施するなどソフト面での取組を推進する。

(オ) 歩行空間の形成

交通事故が多発している住居系地区や商業系地区において、面的かつ総合的な事故対策の実施により歩行者等の安全通行を確保するあんしん歩行エリアを中心に、幅の広い歩道等の整備、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、上下移動の負担を軽減するためのスロープや昇降装置付きの立体横断施設の設置、歩行者用案内標識の設置、歩行者等を優先する道路構造の整備、自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、生活道路における通過交通の進入、速度の抑制及び幹線道路における交通流の円滑化を図るための信号機、道路標識、道路構造等の重点的整備、バリアフリー対応型信号機の整備、歩車分離式信号の運

用、携帯端末を用いて信号機の青時間の延長等を行う歩行者等支援情報通信システム（PICS）の整備、信号灯器のLED（発光ダイオード）化を推進し、高齢歩行者等の安全を確保する。

また、通過交通の排除を徹底して、車よりも歩行者等の安全・快適な利用を優先し、沿道と協働した道路緑化、無電柱化等による質の高い生活環境を創出する「くらしのみちゾーン」を形成する。このため、平成15年6月に登録した42地区に加え、商店街にも対象を拡大して意欲の高い地区を募集し、合意形成支援等ソフト面を含めた支援を実施する。

さらに、積雪や凍結に対し、鉄道駅周辺や中心市街地等特に安全で快適な歩行空間の確保が必要なところにおいて、歩道除雪の充実、消雪施設等の整備を図る。

そのほか、最先端の情報通信技術（IT）を活用して、高齢者等の歩行安全を確保するため、携帯端末を用いた情報提供、移動支援に関する研究開発等を推進する。

(カ) 道路交通環境の整備

高齢者が安心して自動車を運転し外出できるよう、ゆとりある道路構造の確保や視環境の向上、疲労運転の防止等を図るため、付加車線（ゆずりあい車線）の整備、道路照明の増設、道路標識の高輝度化・大型化、道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、「道の駅」等の簡易パーキングエリアの整備等、道路交通環境の整備を推進する。

ウ 建築物・公共施設等の改善

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号。以下「ハートビル法」という。）

について、一定の用途及び規模の特定建築物についてバリアフリー対応の義務付けの創設及び努力義務の対象の拡大、容積率特例制度を始めとする認定建築物に対する支援措置の拡大等を内容とする改正法に基づき、建築物のバリアフリー化を引き続き推進していく。ハートビル法に基づく認定建築物については、所得税・法人税の割増償却制度や、日本政策投資銀行等による政策融資等により支援を行い、優良なバリアフリー建築物の建築の一層の促進を図る。

また、ハートビル法の改正を踏まえ、ユニバーサルデザイン等の観点から配慮が望ましい事項の紹介（乳幼児連れの方への対応、災害時の避難安全確保の在り方、便所におけるオストメイト（人工肛門保持者等）対応の在り方、ホテル客室内のきめ細やかな対応の在り方等）や優れたバリアフリー対応建築物の具体事例の紹介を加えた建築設計標準の普及に努める。

さらに、人にやさしいまちづくり事業においては、ハートビル法認定建築物における屋内システムの補助対象を拡充することにより、高齢者・障害者が円滑に利用できる建築物の建築を促進する。

官庁施設については、高齢者等すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、多機能トイレ、窓口業務を行う事務室の出入口への自動ドアの設置等による高度なバリアフリー化を目指した官庁施設の整備を実施する。また、既存官庁施設のバリアフリー化を図るため、窓口業務を行う官署が入居する一定規模以上の低層庁舎について、エレベーターの設置を積極的に推進する。

工 福祉施策との連携

大規模な公営住宅の建て替えに際して社会福祉施設等を原則として併設するとともに、高齢者等が利用する社会福祉施設を中心市街地等の

利用しやすい場所に適正に配置するため、市街地再開発事業等において社会福祉施設等を一体的に整備する場合、補助の上乗せを行う。

農山漁村においては、ほ場整備等による福祉施設の用地の創出、農園等との一体的整備を行う。

（3）交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護

ア 交通安全の確保

「第7次交通安全基本計画」（平成13年3月中央交通安全対策会議決定、計画期間：13～17年度）「本格的な高齢社会への移行に向けた総合的な高齢者交通安全対策について」（15年3月交通対策本部決定）及び「社会資本整備重点計画」（15年10月閣議決定、計画期間：15～19年度）に基づき、高齢歩行者、高齢自転車利用者等の交通安全対策、高齢運転者の交通安全対策、市民参加型の交通安全活動の推進及び高齢者保護の強化を重点として、ユニバーサルデザインに対応した道路交通環境等の整備、車両安全対策による歩行者保護等、交通安全教育及び広報啓発の徹底、高齢運転者に対する講習等の充実、他の世代の運転者に対する働きかけ等の対策を推進するとともに、高齢者交通安全指導員（シルバーリーダー）の資質向上と活性化を含め、地域社会、家庭、学校等における交通安全対策を推進する。

イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

高齢者を犯罪や事故から保護するため、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、困りごとや要望、意見等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行うほか、痴呆症等によってはいかいする高齢者を発見、保護する体制づくりを地方公共団体と協力して推進する。

また、市町村が、痴呆性高齢者がはいかいし

た場合に早期に発見できる仕組みを活用して、介護に携わる家族に対する支援サービスを実施する場合等について、引き続き補助を行っていく。

高齢者を対象とする悪質商法等の取締りを推進するとともに、悪質商法等からの被害防止に関する啓発・広報、防犯教室の開催及び悪質商法等に関する相談を行う。

そのほか、全国で高齢化が進んでいる90地区を「平成16年度長寿社会対策パイロット地区」に指定し、これらの活動を強化する。

さらに、高齢者を虐待等の人権侵害から保護するため、人権尊重思想の普及・啓発及び人権相談体制の充実を図るほか、家庭や施設における高齢者に対する虐待、家族や訪問販売業者等による高齢者の財産権の侵害等、高齢者を被害者とする人権侵害について、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その予防及び被害の救済に努める。

ウ 防災施策の推進

災害時については、高齢者が大きな被害を受けやすいことを踏まえ、病院、老人ホーム等の施設を守る土砂災害対策の重点的な実施、高齢化率の特に高い地域等が激甚な水害、土砂災害を受けた場合の再度災害防止等を図る。また、高齢者等の災害時要援護者の海岸利用の促進を図るとともに、災害時要援護者を津波、高潮等の海岸災害から守るため、安全情報伝達施設の整備や既存施設のバリアフリー化を図る。

平成15年の消防審議会答申を踏まえ、住宅用火災警報器等の設置義務化の推進など住宅防火対策の充実を図るとともに、「住宅防火基本方針」(13年4月消防庁策定)に基づき、訪問防火指導など高齢者等を中心とした住宅火災による死者の低減を図る。

平成14年度までに行った、老人福祉法(昭和38年法律第133号)で定める老人福祉施設等

以外の新たな高齢者居住施設(グループハウス、シルバーハウジング等)に対する防火安全対策の在り方について、検討結果を踏まえ、技術基準の整理等を行い必要な措置を講ずる。また、防災基盤整備事業の一つとして災害弱者消防緊急通報システムの普及に努めるとともに、より多様で高機能なシステムの開発を推進する。

(4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成

ア 快適な都市環境の形成

だれもが身近に自然と触れ合える快適な環境の形成を図るため、歩いて行ける範囲の公園の整備など、都市公園等の計画的な整備を行う。

また、河川、海岸等が、高齢者にとって憩いと交流の場として重要な役割を果たせるよう、良好な水辺空間の整備を行う。

イ 活力ある農山漁村の形成

(ア) 高齢者の能力発揮のための条件整備

食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)に基づく「食料・農業・農村基本計画」(12年3月閣議決定)を踏まえ、各種対策の連携を図りつつ、高齢者の能力発揮のための高齢者農業活動支援施設等の整備などを行う。

また、農村高齢者の農業関係活動や地域活動への取組を推進するため、高齢者活動に対する啓発、高齢者の自立活動及び都市高齢者等と行う地域づくり活動等を促進する。また、高齢者の持つ経験や能力をいかし、森林の利用に関する社会参画を促進するため、森林環境教育活動の企画運営者研修や指導者情報の提供などを行う。

(イ) 新たな担い手の定着及び育成確保の推進

地域の次代を担う若年層の定着化を図るため、地域の基幹産業の振興、多様な就業機会

の確保に取り組む。

また、新たな担い手の育成確保を図るため、啓発活動、就業相談、研修等を実施するとともに、農業・林業・水産業に新たに就業する際の準備資金や研修資金の貸付けを行う。

(ウ) 生活環境の整備の推進

農山漁村の健全な発展と活性化を図るために、農山漁村地域の農林水産業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を推進し、都市にも開かれた美しくゆとりある農山漁村空間の創出を図る。

また、高齢者福祉施策との連携を図りつつ、農山漁村における農業施設等のバリアフリー化等の整備などを行う。

そのほか、漁村の生活環境、交流、情報通信等の社会基盤を地域特性に応じて整備する。

5 調査研究等の推進

(1) 各種の調査研究等の推進

ア 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

痴呆、悪性新生物（がん）等の高齢期にかかりやすい疾患については、長寿科学総合研究事業等において研究を推進し、特に、がん及び心筋梗塞、要介護状態の大きな原因となる脳卒中、痴呆及び骨折について、ゲノム科学やタンパク質科学などを用いた治療技術・新薬の研究や自己修復能力を用いた再生医療の実現のための研究など先端科学技術を重点的に振興するほか、これらの基礎研究の成果を臨床に応用していくための研究、これらにより効果的な保健医療技術を確立するための研究等を推進する。また、老化分野、老年病分野のほかに社会科学分野、支援機器等の調査研究を進める。

特にがんについては、「対がん10カ年総合戦略」及び「がん克服新10カ年戦略」に続く、

平成16年度からの新たな10か年の戦略として、「第3次対がん10カ年総合戦略」を策定したところであり、これに基づいて、がんの罹患率と死亡率の激減を目指して、研究、予防及び医療の総合的な推進に全力で取り組む。

生活習慣病や慢性疾患については、画期的・独創的な新薬の開発に向けて、創薬等ヒューマンサイエンス総合研究事業等の各研究事業を行う。また、生活習慣病の克服に資する関連遺伝子の探索や機能解明研究を拡充する。

アルツハイマー病などの神経変性疾患については、関連遺伝子の探索や機能解明研究、失われた脳機能の回復を目指した研究を推進する。

また、平成15年4月に、ヒトの遺伝情報であるヒトゲノムの精密解読が完了したことを踏まえ、我が国の強みをいかして、複雑な生命機能の解明や、画期的な創薬の実現につながる成果等が期待されるゲノムネットワーク研究を推進するとともに、「第3次対がん10カ年総合戦略」に基づき、がんに係る基礎研究の成果を着実に新たな治療法につなげる橋渡し研究（トランスレーショナルリサーチ）を推進する。また、個人個人にあった予防・治療を可能とする医療（テラーメイド医療）や幹細胞を用いた再生医療の実現に向けた研究開発やタンパク質の構造・機能の解析等を引き続き推進する。

さらに、高齢社会に対応し健康増進に寄与する食品の開発を促進するため、バイオマーカー（酵素や細胞等を使用した簡易な指標）や遺伝子情報等を活用した低コストで効率的な食品機能性の評価技術及び新規健康志向食品の製造技術の開発支援を行う。

イ 福祉用具等の研究開発

福祉用具及び医療機器については、医療や福祉に対するニーズの高い研究開発を効率的に実施するためのプロジェクトの推進、短期間で開

発可能な福祉機器の民間による開発の支援等を行う。

ウ ユニバーサルデザインの生活用品等の研究開発

高齢化社会が進展する中で、ユニバーサルデザインに象徴されるような、使用者である人間の特性を踏まえた安全で使いやすい製品等の開発・設計等を促進するため、人体寸法を始めとする人間特性に関する基盤を整備する。

また、安全安心で質の高い生活を送ることのできる社会形成に向け、高齢者を含め生活者の視点に立った生活用品等が円滑に提供される環境を整備するための調査研究（抗菌加工製品に係る調査等）を実施する。

このほか、高齢者の体型に適合した製品等の開発を促進するため、人体の三次元形状計測データから自動的に寸法を算出するシステムを開発し、寸法計測の高速・簡易・低コスト化を推進する。

エ 情報通信の活用等に関する研究開発

高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、高齢者等の様々な障害に対応した通信・放送システムの研究開発を行うとともに、高齢者等向けの通信・放送サービスに関する技術の研究開発を行う者に対する助成及び身体障害者向けの通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対する助成を行う。

また、情報通信技術を用いて日常生活支援や社会参加促進を目指すコミュニケーションケア技術の研究開発を行う。

最先端の情報通信技術等を用いて、ドライバーへの危険警告や運転補助等を可能とし、高齢者等の安全快適な移動に資するITS（高度道路交通システム）の研究開発を推進する。

（2）調査研究等の基盤の整備

ア 研究推進体制等の整備

長寿科学研究を推進し、高齢者に特有な疾病（痴呆、骨粗しょう症等）に関する高度先駆的医療の実施・研究体制を充実するため、平成16年3月に、我が国で6番目の国立高度専門医療センター（ナショナルセンター）として「国立長寿医療センター」を設立したところであり、その着実な運営を進める。

がん対策については、平成15年10月に、先端的検診方法の研究開発、標準的ながん検診方法の確立を図るため、国立がんセンターに「がん予防・検診研究センター」を開設したところであり、その着実な運営を進める。

また、全国3か所に設置された「高齢者痴呆介護研究・研修センター」における痴呆介護技術に関する研究、介護技術の指導に当たる指導者に対する研修を推進する。

さらに、高齢者に特有の疾病や生活習慣病の克服に関する研究の推進に不可欠な生物遺伝資源の戦略的な収集、開発、保存、提供体制を整備するなど、研究支援体制の充実を図る。

大学等においては、老化等の長寿関連の研究を行うほか、科学研究費補助金により大学等の研究者に対し研究費を助成し、学術研究を推進する。

独立行政法人製品評価技術基盤機構において、高齢者の加齢による身体機能の低下状況などに関する計測評価手法の開発を行う。また、福祉用具評価手法の開発を行うとともに、高齢化・福祉関連の標準基盤の整備を実施する。

イ 人材の養成等

創造性豊かな優れた若手研究者の養成・確保に向けて、日本学術振興会の特別研究員制度、海外特別研究員制度、外国人特別研究員制度等を推進する。